

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分担当名	同上
処分の名称	設立認可の取消処分
概 要	<p>大阪市保健所長は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後 1 年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができます。(医療法第 6 5 条)</p> <p>また、大阪市保健所長は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく大阪市保健所長の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができ、その場合においては、あらかじめ大阪府医療審議会の意見を聴かなければなりません。(医療法第 6 6 条)</p>
根拠法令等 及び条項	医療法第 6 5 条、第 6 6 条
処分基準	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について (昭和 61 年 6 月 26 日健政発第 410 号) 病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について (平成 2 年 3 月 1 日健政発第 110 号)
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html</a>
備 考	